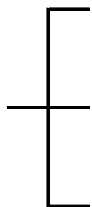


委 託 番 号 等 : 宍産森委 第 080302 号

委 託 事 業 名 : 後山外2市有林整備委託事業(間伐・主伐再造林)

事 業 箇 所 : 宍粟市山崎町小茅野、千種町鷹巣 地内

金抜設計図書		・設計書	39 枚	(A4)	(P 1 ~ 39)
		・位置図、図面	2 枚	(A4)	(P 40 ~ 41)
		・仕様書	7 枚	(A4)	(P 42 ~ 48)

計 48 枚

宍粟市役所 産業部 森林環境課



令和8年度

後山外2市有林整備委託事業(間伐・主伐再造林)

設計書

委 託 番 号

穴産森委 第080302号

事 業 箇 所

穴栗市山崎町小茅野、千種町鷹巣 地内



見積設計書

穴栗市 産業部

森 林 整 備 事 業 費

事業箇所名 宍粟市山崎町小茅野、千種町鷹巣 地内

費目	業種	数量	単位	単価	金額	摘 要
事業費 (森林整備費)	後山・ヲシガ谷間伐	1	式	円	円	森林整備事業費明細1
	女峠間伐	1	式	円	円	森林整備事業費明細2
	ヲシガ谷一貫作業	1	式	円	円	森林整備事業費明細3
事業費 (作業道開設費)	作業道(間伐)	1,656.000	m	円	円	第 13 号代価表のとおり
	作業道(皆伐)	146.000	m	円	円	第 13 号代価表のとおり
共通仮設費					円	
事業費 (木材運搬費)	運材(間伐)	2,651.829	m ³	円	円	第 14 号代価表のとおり 未利用材含む
	運材(皆伐)	1,122.202	m ³	円	円	第 14 号代価表のとおり 未利用材含む
合 計					円	
消費税相当額					円	
総事業費					円	

森 林 整 備 事 業 費 明 細

事業箇所名 宍粟市山崎町小茅野、千種町鷹巣 地内

1.後山・ヲシガ谷間伐

費目	業種	数量	単位	単価	金額	摘 要
事業費 (森林整備費)	搬出間伐 (用材)	1,260.711	m3	円	円	第 1 号代価表のとおり
	搬出間伐 (未利用材)	529.504	m3	円	円	第 2 号代価表のとおり
	伐捨間伐	0.00	ha	円	円	第 3 号代価表のとおり
	作業道地内皆伐 (用材)	221.234	m3	円	円	第 4 号代価表のとおり
	作業道地内皆伐 (未利用材)	92.926	m3	円	円	第 5 号代価表のとおり
	林内運搬(間伐)	2,104.375	m3	円	円	第 6-1 号代価表のとおり
	除地内作業路皆伐 (未利用材)	0.000	m3	円	円	第 7 号代価表のとおり 未利用材含む
小計					円	
共通仮設費					円	
計					円	

2.女虬間伐

費目	業種	数量	単位	単価	金額	摘 要
事業費 (森林整備費)	搬出間伐 (用材)	338.168	m3	円	円	第 1 号代価表のとおり
	搬出間伐 (未利用材)	142.032	m3	円	円	第 2 号代価表のとおり
	伐捨間伐	0.00	ha	円	円	第 3 号代価表のとおり
	作業道地内皆伐 (用材)	47.361	m3	円	円	第 4 号代価表のとおり
	作業道地内皆伐 (未利用材)	19.893	m3	円	円	第 5 号代価表のとおり
	林内運搬(間伐)	547.454	m3	円	円	第 6-2 号代価表のとおり
	除地内作業路皆伐 (未利用材)	0.000	m3	円	円	第 7 号代価表のとおり 未利用材含む
小計					円	
共通仮設費					円	
計					円	

3.ヲシガ谷皆伐

費目	業種	数量	単位	単価	金額	摘 要
事業費 (森林整備費)	皆伐 (用材)	766.602	m3	円	円	第 8 号代価表のとおり
	皆伐 (未利用材)	321.974	m3	円	円	第 9 号代価表のとおり
	作業道地内皆伐 (用材)	23.680	m3	円	円	第 4 号代価表のとおり
	作業道地内皆伐 (未利用材)	9.946	m3	円	円	第 5 号代価表のとおり
	林内運搬(皆伐)	1,122.202	m3	円	円	第 6-3 号代価表のとおり
小計					円	
共通仮設費					円	
(森林整備費)	地拵え	2.94	ha	円	円	第 10 号代価表のとおり
	植栽	2.94	ha	円	円	第 11 号代価表のとおり
	防護柵(立木利用)	454.000	m	円	円	第 12-1 号代価表のとおり
	防護柵(支柱設置)	477.000	m	円	円	第 12-2 号代価表のとおり
小計					円	
計					円	

第1号

代 価 表

m3当たり

名 称	種別	形状寸法	数 量	単位	単価	金額	摘 要	
搬出間伐 (用材)	伐倒		173.469	本	円	円	h a 当たり 20% 間伐 伐採本数 173.469 本	単価1-1
	造材		50.436	m3	円	円		単価1-2
	集材		50.436	m3	円	円		単価1-3
			1.00	ha		円	搬出材積 50.436 m ³	
			1.00	m3		円		
計						円		

第1-1号

代 価 表

28cm以上

本当たり

名称	種別	形状寸法	数 量	単位	単価	金額	摘 要
伐 倒 (スギ、ヒノキ)	労務費	特殊作業員		人	円	円	
	〃	普通作業員		人	円	円	
	諸雑費			%	円	円	
計			100.00	本		円	
			1.00	本		円	

第1-2号

代 価 表

28cm以上

m3当たり

名称	種別	形状寸法	数 量	単位	単価	金額	摘 要
造 材 (スギ、ヒノキ)	労務費	特殊運転手		人	円	円	
	諸雑費費			%	円	円	
計			10.00	m3		円	
			1.00	m3		円	

第1-3号

代 価 表

28cm以上

m3当たり

名 称	種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
集 材	労 務 費	特殊運転手		人	円	円	
	〃	普通作業員		人	円	円	
	諸 雑 費 費			%	円	円	
計			10.00	m3		円	
			1.00	m3		円	

第2号

代 価 表

m3当たり

名 称	種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
搬出間伐 (未利用材)	造材		1.000	m3	円	円		単価2-1
	集材		1.000	m3	円	円		単価2-2
計						円		

第2-1号

代 価 表

28cm以上

m3当たり

名称	種別	形状寸法	数 量	単位	単価	金額	摘 要
造 材 (スギ、ヒノキ)	労務費	特殊運転手		人	円	円	
	諸雑費費			%	円	円	
計			10.00	m3		円	
			1.00	m3		円	

第2-2号

代 価 表

28cm以上

m3当たり

名称	種別	形状寸法	数 量	単位	単価	金額	摘 要
集 材 (スギ、ヒノキ)	労務費	特殊運転手		人	円	円	
	〃	普通作業員		人	円	円	
	諸雑費費			%	円	円	
計			10.00	m3		円	
			1.00	m3		円	

第3号

代 価 表

ha当たり

名 称	種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
伐捨間伐	一式		1.000	ha	円	円	枝払い、玉切り
	諸雑費			%		円	
			1	ha			
計						円	

第4号

代 価 表

m3当たり

名称	種別	形状寸法	数 量	単位	単価	金額	摘 要	
作業道地内 皆伐 (用材) スギ、ヒノキ	伐倒		30.591	本	円	円	ha当たり 3.527% 皆伐	単価4-1
	造材		8.895	m3	円	円	伐採本数 30.591 本	単価4-2
	集材		8.895	m3	円	円		単価4-3
			1.00	ha		円	搬出材積 8.895 m ³	
			1.00	m3		円		
計						円		

第4-1号

代 価 表

28cm以上

本当たり

名称	種別	形状寸法	数 量	単位	単価	金額	摘 要
伐 倒 (スギ、ヒノキ)	労務費	特殊作業員		人	円	円	
	〃	普通作業員		人	円	円	
	諸雑費費			%	円	円	
計			100.00	本		円	
			1.00	本		円	

第4-2号

代 価 表

28cm以上

m3当たり

名称	種別	形状寸法	数 量	単位	単価	金額	摘 要
造 材 (スギ、ヒノキ)	労務費	特殊運転手		人	円	円	
	諸雑費費			%	円	円	
計			10.00	m3		円	
			1.00	m3		円	

第4-3号

代 価 表

28cm以上

m3当たり

名 称	種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
集 材	労務費	特殊運転手		人	円	円	
	〃	普通作業員		人	円	円	
	諸雑費費			%	円	円	
計			10.00	m3		円	
			1.00	m3		円	

第5号

代 価 表

m3当たり

名 称	種別	形状寸法	数 量	単位	単価	金額	摘 要	
作業道地内 皆伐 (未利用材) スギ、ヒノキ	造材		1.000	m3	円	円		単価5-1
	集材		1.000	m3	円	円		単価5-2
計						円		

第5-1号

代 価 表

28cm以上

m3当たり

名称	種別	形状寸法	数 量	単位	単価	金額	摘 要
造 材 (スギ、ヒノキ)	労務費	特殊運転手		人	円	円	
	諸雑費費			%	円	円	
計			10.00	m3		円	
			1.00	m3		円	

第5-2号

代 価 表

28cm以上

m3当たり

名 称	種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
集 材	労務費	特殊運転手		人	円	円	
	〃	普通作業員		人	円	円	
	諸雑費費			%	円	円	
計			10.00	m3		円	
			1.00	m3		円	

第6-1号

代 価 表

m3当たり

名 称	種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
林内運搬	特殊運転手			m3	円	円	
	軽油			L	円	円	
	運搬車	6 t 級		日	円	円	
	全体割増					円	
							運搬量m ³ /日 34
			1.00	m3		円	
計						円	

第6-2号

代 価 表

m3当たり

名 称	種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
林内運搬	特殊運転手			m3	円	円	
	軽油			L	円	円	
	運搬車	6 t 級		日	円	円	
	全体割増					円	
							運搬量m ³ /日 90
			1.00	m3		円	
計						円	

第6-3号

代 価 表

m3当たり

名 称	種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
林内運搬	特殊運転手			m3	円	円	
	軽油			L	円	円	
	運搬車	6 t 級		日	円	円	
	全体割増					円	
							運搬量m ³ /日 160.8
			1.00	m3		円	
計						円	

第7号

代 価 表

ha当たり

名称	種別	形状寸法	数 量	単位	単価	金額	摘 要	
除地内作業道 皆伐 (未利用材)	伐倒		500.000	本	円	円		単価7-1
	造材		100.800	m3	円	円		単価7-2
	集材		100.800	m3	円	円		単価7-3
			1.00	ha		円	搬出材積 100.800 m ³	
			1.00	m3		円		

第7-1号

代 価 表

28cm以上

本当たり

名称	種別	形状寸法	数 量	単位	単価	金額	摘 要
伐 倒 (雑木)	労務費	特殊作業員		人	円	円	
	〃	普通作業員		人	円	円	
	諸雑費費			%	円	円	
計			100.00	本		円	
			1.00	本		円	

第7-2号

代 価 表

28cm以上

m3当たり

名称	種別	形状寸法	数 量	単位	単価	金額	摘 要
造 材 (雑木)	労務費	特殊運転手		人	円	円	
	諸雑費費			%	円	円	
計			10.00	m3		円	
			1.00	m3		円	

第7-3号

代 価 表

28cm以上

m3当たり

名 称	種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
集 材	労務費	特殊運転手		人	円	円	
	〃	普通作業員		人	円	円	
	諸雑費費			%	円	円	
計			10.00	m3		円	
			1.00	m3		円	

第8号

代 価 表

m3当たり

名 称	種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
皆伐 (用材)	伐倒		867.363	本	円	円	h a 当たり 100% 間伐 伐採本数 867.363 本	単価8-1
	造材		252.172	m3	円	円		単価8-2
	集材		252.172	m3	円	円		単価8-3
			1.00	ha		円	搬出材積 252.172 m ³	
			1.00	m3		円		
計						円		

第8-1号

代 価 表

28cm以上

本当たり

名称	種別	形状寸法	数 量	単位	単価	金額	摘 要
伐 倒 (スギ、ヒノキ)	労務費	特殊作業員		人	円	円	
	〃	普通作業員		人	円	円	
	諸雑費			%	円	円	
計			100.00	本		円	
			1.00	本		円	

第8-2号

代 価 表

28cm以上

m3当たり

名称	種別	形状寸法	数 量	単位	単価	金額	摘 要
造 材 (スギ、ヒノキ)	労務費	特殊運転手		人	円	円	
	諸雑費費			%	円	円	
計			10.00	m3		円	
			1.00	m3		円	

第8-3号

代 価 表

28cm以上

m3当たり

名 称	種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
集 材	労務費	特殊運転手		人	円	円	
	〃	普通作業員		人	円	円	
	諸雑費費			%	円	円	
計			10.00	m3		円	
			1.00	m3		円	

第9号

代 価 表

m3当たり

名 称	種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
皆伐 (未利用材)	造材		1.000	m3	円	円		単価9-1
	集材		1.000	m3	円	円		単価9-2
計						円		

第9-1号

代 価 表

28cm以上

m3当たり

名称	種別	形状寸法	数 量	単位	単価	金額	摘 要
造 材 (スギ、ヒノキ)	労務費	特殊運転手		人	円	円	
	諸雑費費			%	円	円	
計			10.00	m3		円	
			1.00	m3		円	

第9-2号

代 価 表

28cm以上

m3当たり

名称	種別	形状寸法	数 量	単位	単価	金額	摘 要
集 材 (スギ、ヒノキ)	労務費	特殊運転手		人	円	円	
	〃	普通作業員		人	円	円	
	諸雑費費			%	円	円	
計			10.00	m3		円	
			1.00	m3		円	

第10号

代 価 表

ha当たり

名 称	種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
地 拵 え			1.000	ha	円	円	
	諸 雑 費			%		円	
			1	ha		円	
計						円	

第11号

代 価 表

ha当たり

名 称	種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
植 栽			1.000	ha	円	円	3,000本/haコンテナ苗
	諸 雑 費			%		円	
			1	ha			
計						円	

第12-1号

代 価 表

m当たり

名 称	種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
防護柵 (立木利用)			1	式	円	円	L型防護ネット (スカート一体型)
	諸雑費			%		円	
			100	m		円	
			1	m		円	
計						円	

名称	種別	形状寸法	数 量	単位	単価	金額	摘 要
防護柵 (支柱設置)			1	式	円	円	L型防護ネット（スカート一体型） 支柱間隔 5 m 通常支柱
	諸雑費			%		円	
			100	m		円	
			1	m		円	
計						円	

第13号

代 価 表

m当たり

名 称	種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
作業道開設			1.000	m	円	円	
	諸雑費			%		円	
			1.00	m		円	
計						円	

第14号

代 価 表

m3当たり

名称	種別	形状寸法	数 量	単位	単価	金額	摘 要
運材	10 t				円	円	事業地 ～ 山崎木材市場
	距離加算			km	円	円	
	全体					0 円	
							運搬量m ³ /日 37.8
			1.00	m3		円	
計						円	

◆数量計算

業 種	樹種	数 量		単位	摘 要
搬出間伐（用材）	スギ、ヒノキ	1,260.711		m3	ヲシガ谷
搬出間伐（未利用材）	スギ、ヒノキ	529.504		m3	
搬出間伐（用材）	スギ、ヒノキ	338.168		m3	女札
搬出間伐（未利用材）	スギ、ヒノキ	142.032		m3	
作業道（用材）	スギ、ヒノキ	221.234		m3	ヲシガ谷
作業道（未利用材）	スギ、ヒノキ	92.926		m3	
作業道（用材）	スギ、ヒノキ	47.361		m3	女札
作業道（未利用材）	スギ、ヒノキ	19.893		m3	
除地内作業道（未利用材）		0.000		m3	
【間伐】計		1,867.474	784.355	m3	2,651.829
搬出（用材）	スギ、ヒノキ	766.602		m3	【皆伐】 ヲシガ谷
搬出（未利用材）	スギ、ヒノキ	321.974		m3	
作業道（用材）	スギ、ヒノキ	23.680		m3	【皆伐】 ヲシガ谷
作業道（未利用材）	スギ、ヒノキ	9.946		m3	
【皆伐】計		790.282	331.920	m3	1,122.202
合計		2,657.756	1,116.275	m3	3,774.031

▶作業道（密度）

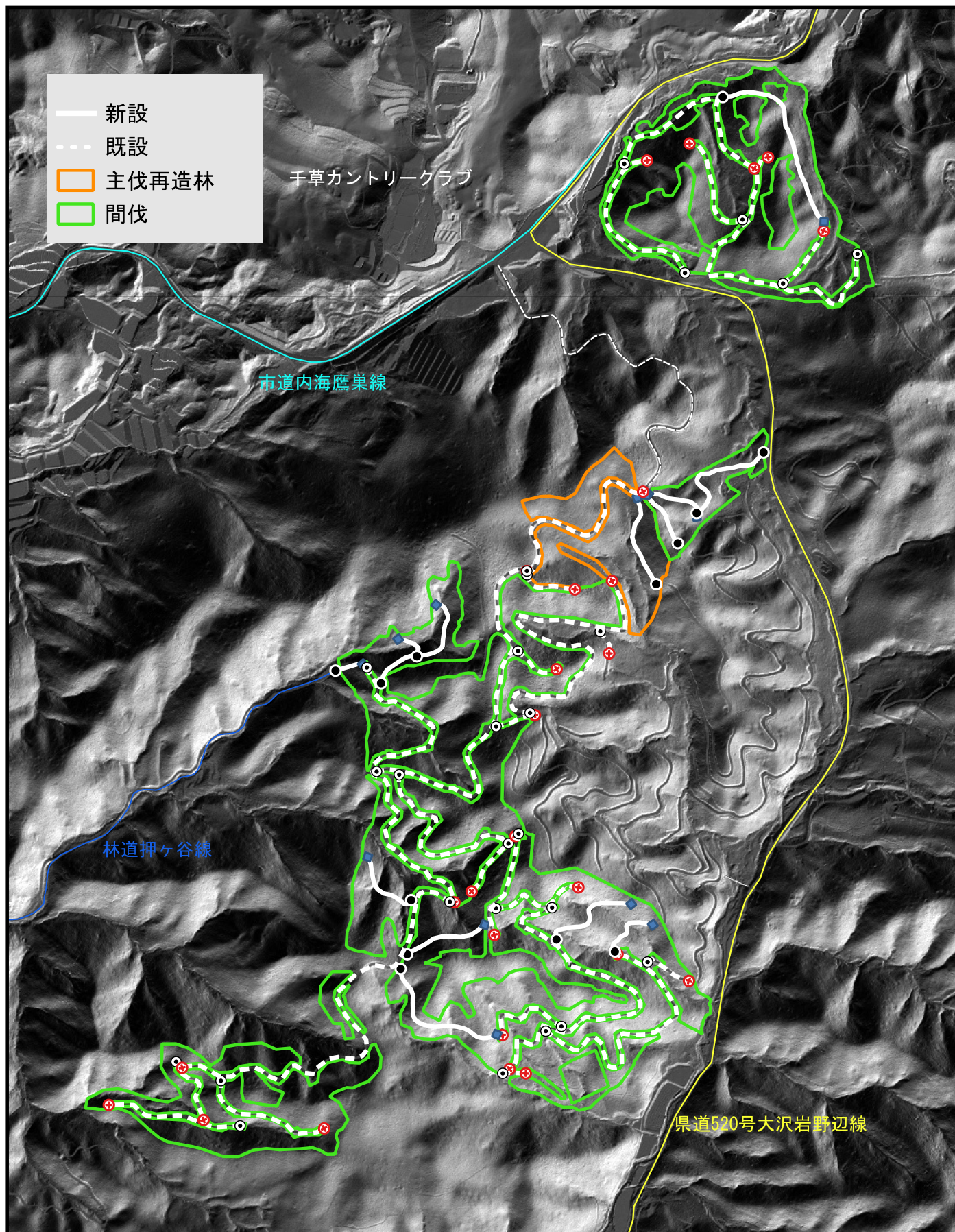
作業路開設延長	搬出間伐面積 （ヲシガ谷） 25.91ha	開設 延長 1,364	m	
	搬出間伐面積 （女 札） 6.95ha	開設 延長 292	m	
	皆伐面積 （ha） 3.04ha	開設 延長 146	m	
	除地内 －	開設 延長 0	m	
		開設延長 計 1,802	m	

R8-9 後山外2市有林整備事業 計画図

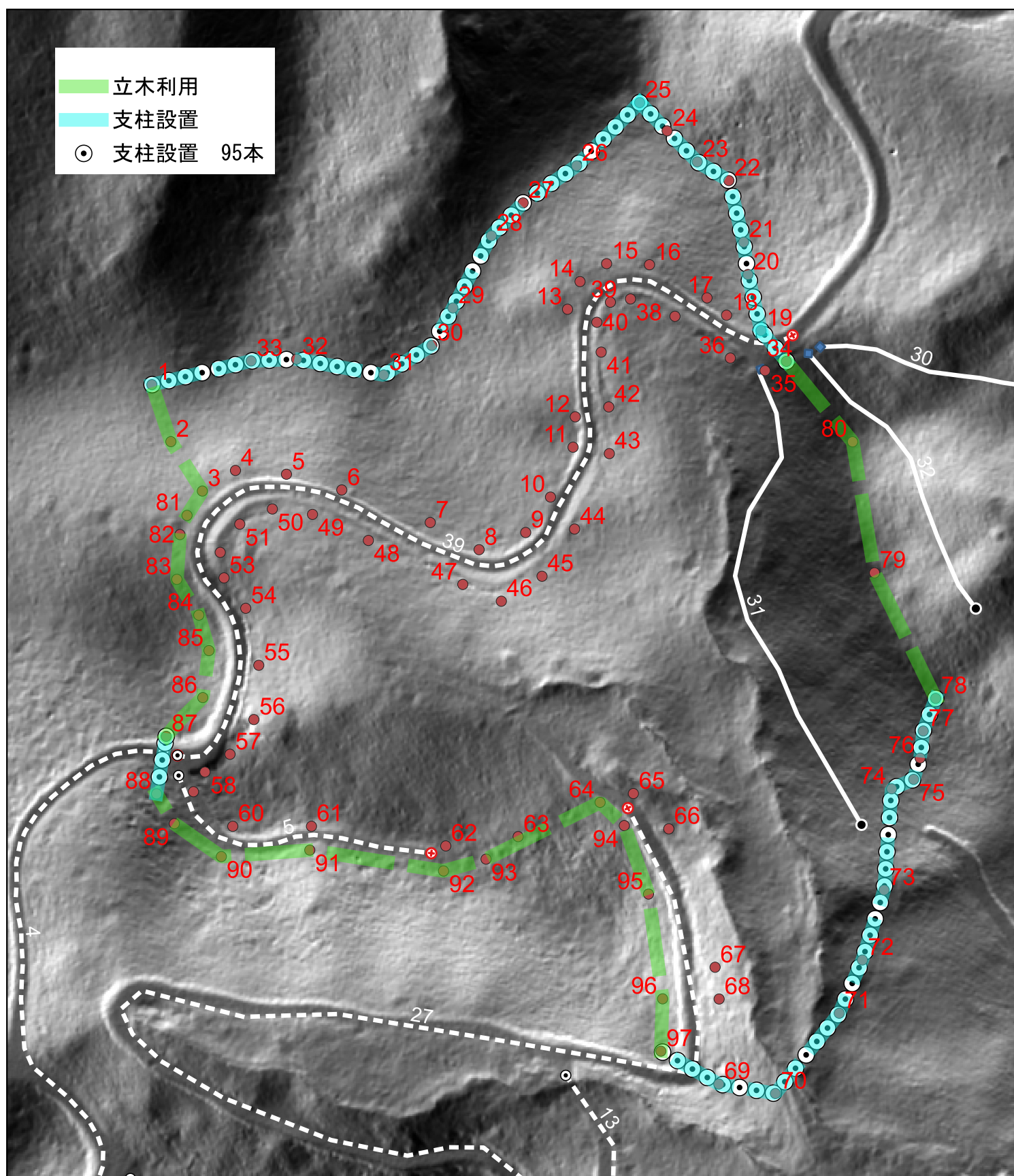
◇山崎町小茅野字後山531-1
千種町鷹巣字女峠24-1、24-4
字ラシガ谷594-19、594-20

◇山崎 88林班
千種 20、22林班

◇ 主伐 3.04ha
間伐 24.83ha
作業道（新設） 1802m



ヲシガ谷市有林防護柵設置計画



宍粟市 市有林整備委託事業 仕様書

I 一般事項

- 1 事業の実施期限を厳守すること。
- 2 仕様書に規定のない事項は、別に定める特記仕様書によるものとする。
- 3 明示のない事項及び不明瞭な点は、すべて監督員の指示を受けて行うこと。
- 4 事業の実施に当たっては、関係法令の規定を遵守するとともに、作業員の危険防止について厳重な注意を払うこと。
- 5 事業地内の火災防止に万全を期すること。
- 6 作業個々の具体的な事項は、次の作業別仕様によって実施すること。
- 7 仕様内容は、作業員に十分徹底するように措置すること。
- 8 施業にあたり、使用する既設林道、作業道の改良及び災害等補修は協議を行うこととする。また、通常の維持管理に係る補修は請負業者が必要に応じて補修を行う事とする。
- 9 履行期間中は森林作業中である事を表示し、一般者の立ち入りに注意を払うと共に、作業を行わない日は作業道等に安易に進入できないよう講ずること。

II 森林災害復旧事業仕様書

受託者は、被害木等の整理及び搬出に当たっては次の各号によらなければならない。

- 1 被害木等の整理時期は、所定の期日までに適期を選んで実施すること。
- 2 対象木の選定
 - (1) 被害木等の整理の対象木は、倒伏・幹曲り・折損被害木とする。
 - (2) 被害木以外も、将来被害を受けると思われる場合は被害木等の整理の対象木とする。
ただし、監督員の指示を受けて行うこと。
- 3 作業の方法
 - (1) 被害木等の整理
 - (ア) 「改訂 絵でみる台風被害木処理作業マニュアル」によること。
 - (イ) 履行地の整理は、跡地造林の支障とならないよう整理すること。
 - (ウ) 履行後、履行地内の残存物(根株等)が流出等しないよう整理すること。
 - (2) 被害木等の搬出
 - (ア) 被害木等の搬出は、安全かつ効率的な方法で行うこととし、履行計画書により承認を得ること。
 - (イ) 被害木等は履行地外へ搬出集積すること。
 - (ウ) 搬出した被害木等の運搬先は、別途特記仕様書によること。

III 切捨間伐事業仕様書

受託者は、伐倒及び選木に当たっては次の各号によらなければならない。

- 1 所定の期日までに適期を選んで実施すること。
- 2 対象木の選定
 - (1) 伐倒の対象木は、幹の形質に大きな欠点があるか、成長状態が著しく劣っている木とする。
例: 曲がり木、二又木、傾斜している木、病虫害木など
 - (2) (1)以外についても、残す木の配置状況を勘案し伐倒の対象木とする。

3 伐倒の方法

- (1) 残存木を損傷しないように注意して伐倒方向を定め、かかり木を生じないように完全に林地に地着させること。
- (2) 歩道や林道法面などに掛かった場合は除去すること。
- (3) カズラ類が巻きついている場合は、カズラ類を除去してから伐倒すること。
- (4) 伐倒木は、簡単な玉切り、枝払いを行うこと。
- (5) 施工後、施工地内の伐倒木等が流出等しないように整理すること。

IV 下刈事業仕様書

受託者は、下刈に当たっては、次の各号によらなければならない。

- 1 下刈の時期は、所定の期日までに適期を選んで実施すること。
- 2 下刈の方法
 - (1) 植栽木の成長に支障のあるもの、又はそのおそれのある雑草、つる、笹及び雑木、かん木等(以下「雑草類」という。)を刈払うこと。
 - (2) 下刈手入れは、基本的にすべて全刈りによって実施するものとする。ただし、林地の状況及び監督員の指示により、すじ刈、つぼ刈等を実施する場合もある。
 - (3) 刈払いに当たっては、植栽木を損傷しないように、予め植栽木の周囲を刈払い、植栽木の位置を明らかにした後、刈払いを行うこと。
 - (4) 植栽木に巻きついているつる類は、すべて切断し、損傷しないようにして取り外すこと。
 - (5) 植栽木であっても不良木、被害木でいずれ除去されるものは、刈払いの対象とする。また、植栽木で2本以上に分岐しているものは、優良なものを1本残して、他を切取ること。
 - (6) 植栽木の損傷が著しい部分を発見した場合は、作業を中止し、速やかにその状況(位置、面積、原因等)を監督員に報告の上、その指示を待つこと。
 - (7) 刈払った雑草類は、歩道上等に置かないこと。
 - (8) 複層林の下刈は、すじ刈(幅1.2m)とすること。

V 新植事業仕様書

受託者は、新植に当たっては、次の各号によらなければならない。

- 1 地拵
 - (1) 植付予定区域内の雑草、ササ、かん木及びつる類(以下「雑草類」という。)は、植付及び保育作業に支障となるものを刈払うこと。
 - (2) 雑草類はできるだけ地際から刈払うこと。
 - (3) 末木枝条等が少なく、植付に支障がなければ、そのまま放置するかバラ播くこと。
 - (4) 末木枝条等の長大なものがある場合は、植付及び保育作業に支障とならないよう2m程度に切断すること。
 - (5) 刈払った雑草類や末木枝条は、植付に支障のないように筋置きするか、岩石地等植付できないところへ集積すること。
 - (6) 筋の方向は原則として等高線方向とすること。
 - (7) 刈払物や末木枝条等を集積する場合の幅は1.5m程度とすること。
 - (8) 上下接近作業を避け、転石、転倒木を安定させて作業すること。
 - (9) その他監督職員の指示に従うこと。

2 植付

- (1) 植栽本数は、3,000本/haとする。
- (2) 苗木は、(1)病虫害にかかっておらず傷がなく健全なもの、(2)枝張りの均整がとれよく張っているもの、(3)根張りがしっかりし適当に細根があるものを選び、直射日光にあてないよう、また、風通しのよいところに放置しないよう乾燥に注意すること。
- (3) 植付間隔は、おおむね1.80mの正方形植えとする。
- (4) 岩石地等の障害物があるときは、苗間方向(等高線方向)に位置を変えて植付けること。
- (5) 表土をよく耕転し、苗木の大きさ応じた植え穴を作り、植付けること。
- (6) 植え穴には石や地被物をできるだけ混入させないこと。
- (7) 土と苗木の根がよく密着するように苗木の周辺を軽く踏むこと。
- (8) 苗木の周囲を地被物で覆い、乾燥害、寒害に備えること。
- (9) 上下接近作業を避け、転石、転倒木を安定させて作業すること。
- (10) 苗木受払簿又は材料使用日誌を記録し、作業完了後に発注者に提出すること。
- (11) その他監督職員の指示に従うこと。

◆コンテナ苗

- (12) 植付は、植穴の最深部及び側面に隙間が生じないように土を入れるなどの処置を講じ、地表面より2cm程度深く垂直に植付けること。(コンテナ苗)
- (13) 深植は生育不良の原因となるので、充分注意すること。
- (14) 植付け時は根鉢が損壊することのないよう注意し、簡単に抜けることないように適度に踏み固めること。
- (15) 地表部は、根鉢が乾燥しないよう除去した地被物等を苗木周辺に被覆すること。
- (16) 苗木の移動や運搬または、植付の際は、根鉢を崩さないよう、また乾燥させないように注意すること。
- (17) 苗木を保管する場合は、立てて寄せて並べ、地面に直置きせず、シート等の上に置き、高温環境、直射日光を避け、必要に応じシート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。
- (18) 植付地までの苗木運搬は、当日植付の必要量のみにとどめ植え残り苗ができた場合は、前項と同様に取り扱うこと。

VI 獣害防止ネット設置仕様書

- (1) 兵庫県「造林事業標準単価」に定める獣害防護柵標準設計に基づき設置すること。
- (2) ネット設置線については伐開等をして枝条等を取り除き整理すること。
- (3) 急傾斜地における支柱の打ち込みは傾斜面に向かって垂直に打ち込むこと。
- (4) 出入りを監督職員の指示により設置すること。
- (5) 上記以外については、獣害防止ネット購入メーカーの製品取扱説明書等を参照し設置すること。
- (6) その他監督職員の指示に従うこと。

VII 列状間伐事業仕様書

別紙のとおり

列状間伐事業仕様書

1 選木

- (1) 列状間伐の場合は、特記仕様書のとおり残す列と伐倒する列を設置するが、林縁沿いの立木列は伐倒する列には設定しないこと。また、列の方向が不明瞭、もしくは搬出に不適當な場合は、植栽の列によらず、2m 程度の帯を列とみなすことができる。この場合、伐採率が過剰とならぬよう伐採列の幅を厳密に設定し、立木の中心をもって伐採の有無を判断すること。

2 伐木・造材・集材・運材

(1) 伐木

- (ア) 伐木の伐採位置は可能な限り地面に近くすること。
- (イ) 伐倒時に残置木を傷つけないよう注意すること。
- (ウ) かかり木となる恐れがある立木は、事前につる切り、枝おろしを励行することとし、かかり木となった場合はチルホール等安全な方法で処理を行うこと。
- (エ) 伐倒にあたっては厚生労働省安全衛生部監修の「伐木作業安全衛生必携」に示されている事項を遵守し、作業手順の省略等無いよう徹底すること。

(2) 造材

- (ア) 伐捨間伐の場合、伐倒木の主幹が地面に接する様にし、歩行の支障とならない程度に枝払いを行う。
- (イ) 伐木は、残存木を損傷しないように十分注意しなければならない。
- (ウ) 造材は、伐倒木の形状等を勘案し、節、曲がり、その他素材の品質に及ぼす欠点を充分精査の上、製品価値を高めるようにしなければならない。(造材寸法表による)
- (エ) 造材は、正確に測定し、樹心に直角に玉切り、挽き違いを作らないようにしなければならない。また、割裂等のおそれがある場合は、枕木又は支柱を施さなければならない。
- (オ) 枝払いは、枝の付け根から幹に接して平滑に落とさなければならない。
- (カ) 根張りは、材面に沿って平滑に落とさなければならない。

造材寸法表

規 格	造材寸法	内 容
3 m	実長 3. 1 m	末口径 14 c m以上の直材
4 m	実長 4. 1 m	末口径 14 c m以上の直材
その他	実長 + 0. 1 m	需要に応じた材 (高価格材)

※余尺は10 c mとして長さをそろえること。

- (キ) 上記の部位 (枝条を除く)、また上記ウにおいて、製品価値を著しく落とすと判断された曲がり等の欠点部位は木質バイオマス事業に供するものとし、造材は上記寸法表による

ずとも良い。

(3) 集材

(ア) 集材は、林地及び残存立木を損傷しないよう十分に注意しなければならない。

(イ) 事業実施上において、林地崩壊、落石等の危険がともなう箇所が生じたときは、監督職員の指示に基づき、防止策を施すものとする。

(4) 運材

(ア) 積荷の際は、運搬中の荷崩れ等による材の滅失のなきように特に注意し、走行中の事故防止をはかるものとする。

3 作業路開設

(1) 林内に路網を開設し搬出する場合は、事前に予定線形を記入した5千分の1施業図と標準断面図を監督員に提出し、承認を得なければならない。

路網の開設にあたっては、下記のことを留意しなければならない。

(ア) 兵庫県森林作業道作設指針に基づき開設する

(イ) 路網と林業機械等を合理的に組み合わせ低コスト化を図る。

(ウ) 伐開幅は、必要最小限とする。

(エ) 支障木は、間伐材として取り扱うものとする

(オ) 本事業で開設した作業道は、搬出作業完了時に排水処理を行う等、路肩崩壊の防止に努めなければならない。

4 枝葉等の枝条の処理

(1) 造材作業に伴い発生した枝葉等の枝条等は1箇所に集積せず、河川及び排水施設等を除く林内の安定した場所に分散・存置すること。

なお、作業に伴い河川等に落下した枝葉等の枝条については放置せず、引き上げ河川から5メートル以上離れた後、滑落防止の措置を取ること。

5 灌木類の除去

(1) 伐採の支障となる灌木類は必要な範囲で事前に除去することができる。

(2) この場合も、有用広葉樹は可能な限り残置すること。

6 その他

(1) その他定めのない事項については、監督員と協議のうえ決定すること。

市有林整備委託事業(間伐)特記仕様書

(適用範囲)

1. この仕様書は、宍粟市が発注する市有林の間伐事業を実施するにあたり、業務委託契約書第1条により定めるものであり、受託者は設計図書・市有林整備事業仕様書のほか、この特記仕様書に従いこれを履行しなければならない。

(履行期限)

2. 事業の実施にあたっては、履行期限を厳守すること。

履行期限 令和 10 年 3 月 21 日限

(履行条件)

3. 事業の実施にあたっては、下記の履行条件を熟知し実施すること。

(1) 履行条件

所在地	宍粟市山崎町小茅野、千種町鷹巣 地内
履行面積等	搬出間伐 32.86㍏ 用材 1,867.474m ³ 未利用材 784.355m ³ 作業路開設 1,656m 皆伐 3.04㍏ 用材 790.282m ³ 未利用材 331.920m ³ 作業路開設 146m 林地残材については未利用材としてバイオマス燃料用に搬出すること (林地残材とは末口14センチ未満、曲がり材、端材、根株等を言う。)
運搬先	運搬先は用材、未利用材とも山崎木材市場とする。 * 過積載による違法運行は行わない事 * 重要事項 造材は列状間伐仕様書のとおり、製品価値の高いもの(末口14センチ以上等)を搬出すること。 出来高設計について 市況を考慮し9,500円／m ³ 未満(税抜き、手数料控除前)で販売された材は、履行高設計で未利用材として数量計上する。 本売りは材積が不明慮なため数量計上しないが、材積量が証明できる場合は、事前に市へ協議すること。
その他	1. 受託者は、本業務を実施するにあたり、事前に自治会長等の関係者に挨拶を行うとともに、道路管理者と協議を行い必要な手続きを行うこと。 2. 受託者は、履行に先立ち設計図書の照査を行うものとし、施業界等現地との整合性を確認すること。なお、疑義が生じた場合は、書面等により監督員と協議の上処理すること。 3. 林道及び作業道等の通行は、管理者と事前に協議のうえ、安全に注意し行うこと。 4. 作業路の開設にあたっては、「兵庫県作業道作設指針」に適合させること。地形等でやむを得ない場合は、事前に市と協議を行うこと。 5. 使用した公道及び林道・作業道等を破損させた場合は受託者の責務において原状回復すること。 6. 除地内作業路の伐採木は、製品価値があれば搬出するか、転落もしくは流出しないよう玉切りした丸太を水平方向に並べ固定すること。

(2) 履行方法

- (ア) 作業効率の向上を図るため、作業路を開設することができる。
- (イ) 間伐方法は、列状間伐で4残1伐とする。
- (ウ) 造材方法は、監督員の指示によること。

(履行高及び写真管理)

4. 市有林整備事業の履行高及び写真管理については、下記の事項について整備するものとする。

(1) 共通事項

- (ア) 履行箇所の全景(撮影が困難な場合は数カ所から撮影)で、履行前、履行中及び履行後に撮影し、撮影箇所を明示した図面とあわせて作成すること。
- (イ) 業務で使用する機械・材料の規格等が確認できるもの。
- (ウ) 履行中の状況(伐採、造材、搬出状況等)
- (エ) 安全管理の状況(作業前のミーティング、安全教育、作業員の服装及び安全具の状況等)
- (オ) 搬出する材は、トラック運行日誌などにより管理すること。
- (カ) 測量成果は、測量図面、測量データ、野帳、トラバース計算書とする。
- (キ) 上記のほか「森林整備事業における補助金のデジタル申請・検査ガイドライン」、「森林環境保全整備事業実施要領」に定める必要書類を提出すること。

(その他)

5. その他

写真管理等は上記4のとおり管理することを基本とするが、必ず、兵庫県が造林補助等で定める写真管理基準に基づき管理すること。(GPS座標管理、写真枚数 等)

提出書類リスト

提出書類等	提出時期	摘要
① 工程表	契約締結後14日以内又は着手前	契約担当者(市長)宛に提出
② 業務計画書及び下請人通知書	同上	同上
③ 履行計画書	同上	総括監督員宛に提出
④ 労働安全衛生規則の一部改正に係る誓約書	同上	総括監督員に提出
⑤ 経歴書(現場代理人、主任技術者)	同上	同上
⑥ 資格書等(コピー)	同上	同上
⑦ 搬出作業路予定線形図及び運搬経路図	同上	同上
⑧ 完成通知書	検査を請求するとき	同上
⑨ 作業日誌	同上	同上
⑩ 写真	同上	同上

※契約関係書類については、契約時に指示する。

※その他については必要に応じ指示する。